

- 国におけるJAS法に基づく指示・公表については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針」(平成21年1月29日農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定。以下「指針」という。)に基づき違反事業者に対し措置を講じている。
- 平成22年10月に、「指示・公表」でなく「指導」にとどめる条件として、従来の表示の是正に加えて、事実と異なる表示があった旨を、事業者が速やかに消費者へ情報提供することを求めることとし、平成23年1月1日より、運用開始。

指示・公表、指導のルール

JAS法に基づく表示違反
指針に基づき指示・公表



ただし

常習性がなく過失による一時的なものであり、かつ、直ちに改善方を講じている場合

指導(非公表)

○改善内容

現行の運用では、事実と異なる表示に基づいて購入した消費者に対して、表示が誤りであったことを知らせる機会がないため、指針における改善方に要件を追加

「直ちに改善方を講じている場合」の「改善方策」について

表示の是正(表示の修正・商品の撤去)を行っていること



事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、消費者に対して速やかに情報提供していること

「常習性がなく過失による一時的なもの」であっても、「直ちに改善方を講じている」と認められない場合には指示・公表を行う

○今後の運用イメージ

JAS法に基づく表示違反

その他の場合

常習性がなく過失による一時的なものである

表示の是正(表示の修正・商品の撤去)を行っている

:NO

:YES

速やかに情報提供している

指示・公表
(事業者名や違反事実を公表)

指導

情報提供の例(事実と異なる表示に基づいて購入した消費者に対して、情報提供できる方法を的確に選択)

- ・違反が認められた店舗等内での掲示やwebサイトにて、2週間以上告知
- ・一般日刊紙に社告を少なくとも1回掲載
- ・相手を特定できる場合には、Eメール、ファクシミリ、郵送、チラシ等により告知
- ・その他確実に情報提供できる手法による告知